「公共施設等総合管理計画」の 理共 計施 画設 な準備を行っていく。 県民へのPR・広報など、必要

素案が示されたが、その狙いとする

財政負担の軽減・平準化を図ること 設総量の適正化に努めることにより の変化などを踏まえ、計画的な長寿 政状況や人口減少等による利用需要 を目的としている。 命化対策などを進めるとともに、施 施設等総合管理計画」は、厳しい財 現在、策定を進めている「公共

把握と、必要な対策をとることによ を計画的に実施し、施設の健全性の また、予防保全型の点検・診断等 安全・安心の確保を図る。

施設など、すべての公共施設を対象 もとより、道路・河川等の社会基盤 なお、この計画は、庁舎・学校は

務

譲できるよう取り組んでいる。 三十年度までに全市町村へ円滑に移 市町村より順次、移譲を行い、平成 いては、来年度から、準備が可能な ルで段階的移譲を進めていくのか。 丁八年度から、どのようなスケジュー 旅券事務に係る権限移譲につ 県は、旅券事務に関し、平成

的に定めるとともに、市職員に対す る事務研修や移譲後の相談体制の整 いて、これらの市が行う事務を具体 今後は、権限移譲に関する条例にお 中に移譲することで合意しており、 我孫子市の4市と、平成二十八年度 既に、市川市、浦安市、成田市、

> 旅券事務の円滑な移譲に努めていく。 今後も、県民の利便性向上のため

テ 対 策

答 今回のパリ同時テロで亡くなっ の責任者として、知事はどう考えて 問 踏まえて、県民の安全を守る自治体 いるのか。 今回のフランスで起きたテロを

た多くの人々に心から哀悼の意を表

して未然防止を図ることが重要であ はならない。テロ対策は、国を中心 ものではなく、決してテロに負けて に県・市町村、警察等が緊密に連携 テロ行為は、断じて許されるべき

者に対しても警戒の徹底を要請して 市町村や大規模集客施設等の管理 まった場合には、公共施設・学校等 における警戒を強化するとともに、 このため、テロ発生の可能性が高

し、市町村等に迅速な情報提供を行 また、国等から的確に情報を収集 県民の安全確保に努める。

隊合 同訓練緊急消防援助

た場合に、どのように生かしていく しての経験を、今後、大災害があっ で得られた、応援を受け入れる側と 緊急消防援助隊全国合同訓練

ため、消防組織法に基づき、「千葉 る他県からの応援部隊の受け入れの 答本県では、大災害発生時におけ

して、全国から多数の緊急消防援助 隊を受け入れるという、千葉県とし ては初めての経験となった。

を行ったほか、緊急消防援助隊と県 宿営地を確保し、部隊の誘導や配置 くのノウハウが得られた。 内の消防や関係機関が連携し、効果 的な消火・救助活動ができたことな 円滑な活動に必要となる進出拠点や ど、今後の災害対応に活用可能な多 訓練では、続々と集結する部隊の

援助隊の受け入れ手順の明確化や、 万が一、本県に大災害が発生した際、 り組んでいく。 迅速かつ適切に対処できるよう、取 県災害対策本部との密接な連携など、 「受援計画」の実効性をさらに高め、 こうした経験を生かし、緊急消防

防受 止動

策の強化をどのように図るのか。 クの開催に向けて、受動喫煙防止対 東京オリンピック・パラリンピッ

が見込まれる外国人観光客も含めた 高まる絶好の機会であり、今後増加 クの開催は、県民の健康への関心が 🌥 東京オリンピック・パラリンピッ 受動喫煙防止対策を一層推進してい

的施設における受動喫煙防止を図 いて、外国人観光客にもわかりやす 禁煙・分煙など施設の喫煙環境につ うなど、啓発に努めてきた。さらに、 るため、施設管理者に対し研修を行 い表示を促進する。 県ではこれまで、飲食店など公共

の人が、本人が望まないたばこの害 を受けることのないよう取り組んで がら、効果的な受動喫煙防止対策を 実施し、外国人観光客も含めた全て 引き続き、国の動向も参考にしな

ウボ

している。今回の訓練は、被災側と 県緊急消防援助隊受援計画」を策定

制整備について、どのように取り組 むのか。 支援する「日本版ネウボラ※」の体 妊娠から育児まで切れ目なく

四月から、習志野市、我孫子市、浦 期から出産、子育て期へと切れ目の 安市、君津市の四市が設置している。 くもので、県内では、平成二十七年 答 子育て世代包括支援センター ない支援の強化を図っていくことは 村が地域の実情に応じて整備してい いわゆる「日本版ネウボラ」は、市町 地域ごとの工夫を凝らして、妊娠

※「ネウボラ(neuvola)」と は、フィンランド語で「アドバイス する場所」という意味

ペアレント トレーニング

トレーニングを全県的に拡げていく 現在行われているペアレント

護者への啓発・広報活動はどのよう にしていくのか。 また、今後、発達障害児を持つ保

ど、研修機会の拡大に努めていく。 討するとともに、市町村等に働きか 会や児童発達支援センターを通じた また、これまで、市町村教育委員 独自開催できるよう支援するな

ラ版

している。

める市町村を支援していく。

ための対策はどうか。

ながら、開催場所の拡大について検 のペアレント・トレーニングを、千 託している。事業の実施に当たって 葉県発達障害者支援センターに委 子供との接し方や育て方について のある子供の保護者を対象として、 **答** 県では、発達障害又はその疑い は、今後、保護者のニーズを踏まえ

広報に努めているが、今後は、県教 を実施していく。

高齢者に向けた就労支援はど 労 支

ズを十分踏まえながら、意欲や能力 形態や目的などに係る個別のニー ていくことが必要となる。 適性に応じた多様な働き方を紹介し

題などの情報提供を行い、整備を進 等を通じて、先進的な取組事例や課 重要であり、県では、研修会の開催

連携して、企業に雇用されるだけで なく、起業や就農、さらにはNPO や地域のシルバー人材センターとも 活動など、さまざまな働き方の選択 か、相談窓口においてハローワーク では、高齢者向けの「多様な働き方 肢を紹介している。 セミナー」を県内各地で開催するほ

と能力、適性に応じた働き方を選択

中小企業支援

の活性化につながると思うが、県の 店街を支援することは、千葉県全体 認識はどうか。

地域商業を支える商店街は、

県では、平成二十四年度に、今後

市町村は協議会を組織することが

空家等対策特別措置法において、

用や買い物弱者対策等の事業を優先 したほか、商店街による空き店舗活 う活性化に向けた計画づくりを追加 を行い、補助対象に商店街自身が行 店街関係者や有識者等による検討 の商店街支援の方向性について、商

援者

場を確保することは、地域の活性化 る高齢者がその経験を活かして働く の観点からも意義のあるものと認識 高齢化が進展する中で、元気に 延びていることから、就労意欲のあ 生活できる期間を示す健康寿命も

> T P

対

策

高齢者の就労に関しては、就労の

このため、ジョブサポートセンター

できるよう、支援していく。 今後も、高齢者がそれぞれの意欲

補助金を抜本的に充実させ商

地域住民の交流の場であり、商店街 近な買い物の場であるだけでなく、 の活性化は大変重要であると認識し

育委員会とも連携し、より広く広報

のように行っているのか。

て、支援していく。

地域活性化に向けた取り組みに対し

引き続き、商店街による主体的な

強化するための対策が盛り込まれた。 拡大や品質向上などによる収益力を 率の九割への引き上げとともに、規模 所得補てん制度の法制化と、補てん 措置で対応してきた、肉用牛と豚の 基盤の強化を図ることが重要である。 に取り組むためには、さらなる経営 が将来にわたり、意欲を持って生産 最も懸念される中、 答 TPPにおいて、 に向けた取り組みはどうか。 国の政策大綱では、これまで予算 本県の畜産農家 畜産への影響が

経営基盤を強化していく。 高い生産構造への転換を図ることで、 地域が一体となって進め、収益力の 導入や国産飼料の利用拡大などを 畜産クラスターを中心に、新技術の 〒分活用されるよう努めるとともに、 県では、新たな所得補てん制度が

空き家 対 策

設置状況はどうか。 本県における市町村の協議会の

のようにしていくのな 言、援助をしてきたのか。今後、ど 市町村に対し、今までどのような助 また、県は、空き家対策について

ろ、県内で設置している市町村はな い。なお、約三分の一の市町村にお できるとされているが、現在のとこ いて設置を検討している状況である。 県では、空き家対策に関する支援

どの情報提供を行っている。 に、「空き家対策検討部会」を設置 し、国の動きや市町村の対応状況な 成する「すまいづくり協議会」の中 として、市町村や住宅関係団体で構 また、市町村が行う空き家の実態

的に支援している。

調査や計画作成のためのマニュアル 予定である。 を作成し、今年度中に市町村に示す 今後も、市町村の実情に応じ、空

団体と連携して取り組んでいく。 き家対策が進むよう、市町村や関係

れる、本県畜産業の

経営基盤の強化

輸入畜産物との競合が想定さ

じ め 問 題

いじめ問題に対して、今後の対

る公立小中学校五校と県立高等学 答

県教育委員会では、いじめ問題 実を図っている。 校二校に配置し、教育相談体制の充 ルソーシャルワーカーを、拠点とな 校八十校に配置するとともに、スクー 校、全ての公立中学校、県立高等学 ルカウンセラーを、公立小学校七十 の対応に大きな役割を果たすスクー 応はどのようにするのか。

啓発カード」を作成し、県内の全て ない」という意識を高める啓発活動 児童生徒が身近に携帯できるカード の児童生徒に配付する予定である。 の推進にも活用していく。 もに、自らが「いじめを絶対に許さ で外部の相談機関の周知を図るとと さらに、今年度は、「いじめ防止

り組みを推進していく。 止、早期発見、早期対応に向けた取 及び「千葉県いじめ防止基本方針」 に基づき、今後も、いじめの未然防 「千葉県いじめ防止対策推進条例」 平成二十六年に制定・策定された